

# 兵庫県公報

平成27年3月31日 火曜日 第7号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

病院局管理規程	ページ
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	1
○ 病院局組織規程の一部を改正する管理規程	1
○ 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	8
○ 病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程	28

## 病院局管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成27年3月31日

兵庫県病院事業管理者 西村 隆一郎

### 兵庫県病院局管理規程第1号

#### 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第7項の表に次のように加える。

難治性頻回再発型/ステロイド依存性ネフローゼ症候群に対するミコフェノール酸モフェチル経口投与	1人1回につき46,400円
--	----------------

#### 附 則

この管理規程は、平成27年4月1日から施行する。



病院局組織規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成27年3月31日

兵庫県病院事業管理者 西村 隆一郎

### 兵庫県病院局管理規程第2号

#### 病院局組織規程の一部を改正する管理規程

(病院局組織規程の一部改正)

第1条 病院局組織規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第4条中「係を」を「班を」に改め、同条の表中「係名」を「班名」に改める。

第10条の表県立尼崎病院の款総務部の項中「経理課」を「経理課 医療情報課」に改め、同款診療部の項の次に次のように加える。

医療安全部	医療安全課
-------	-------

第10条の表県立尼崎病院の款地域医療連携部の項を次のように改める。

地域医療連携部	地域医療連携課
---------	---------

第10条の表県立塚口病院の款診療部の項の次に次のように加える。

医療安全部	医療安全課
-------	-------

第10条の表県立塚口病院の款地域医療連携部の項を次のように改める。

地域医療連携部	地域医療連携課
---------	---------

第10条の表県立西宮病院の款診療部の項の次に次のように加える。

医療安全部	医療安全課
-------	-------

第10条の表県立西宮病院の款地域医療連携部の項を次のように改める。

地域医療連携部	地域医療連携課
---------	---------

第10条の表県立加古川医療センターの款診療部の項の次に次のように加える。

医療安全部	医療安全課
-------	-------

第10条の表県立加古川医療センターの款地域医療連携部の項を次のように改める。

地域医療連携部	地域医療連携課
---------	---------

第10条の表県立淡路医療センターの款診療部の項の次に次のように加える。

医療安全部	医療安全課
-------	-------

第10条の表県立淡路医療センターの款地域医療連携部の項を次のように改める。

地域医療連携部	地域医療連携課
---------	---------

第10条の表県立光風病院の款診療部の項の次に次のように加える。

医療安全部	医療安全課
-------	-------

第10条の表県立光風病院の款地域ケア部の項中「作業療法科 デイケア科」を削り、同款栄養管理部の項の次に次のように加える。

地域医療連携部	地域医療連携課
---------	---------

第10条の表県立柏原病院の款診療部の項の次に次のように加える。

医療安全部	医療安全課
-------	-------

第10条の表県立柏原病院の款地域医療連携部の項を次のように改める。

地域医療連携部	地域医療連携課
---------	---------

第10条の表県立こども病院の款診療部の項の次に次のように加える。

医療安全部	医療安全課
-------	-------

第10条の表県立がんセンターの款診療部の項の次に次のように加える。

医療安全部	医療安全課
-------	-------

第10条の表県立がんセンターの款地域医療連携部の項を次のように改める。

地域医療連携部	地域医療連携課
---------	---------

第10条の表県立姫路循環器病センターの款診療部の項の次に次のように加える。

医療安全部	医療安全課
-------	-------

第10条の表県立姫路循環器病センターの款地域医療連携部の項を次のように改める。

地域医療連携部	地域医療連携課
---------	---------

第11条の表県立加古川医療センターの款診療部の項内科の目中「内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、神経内科、糖尿病・内分泌内科、緩和ケア内科、感染症内科」を「内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 神経内科 糖尿病・内分泌内科 緩和ケア内科 感染症内科」に改め、同項外科の目中「外科、心臓血管外科、脳神経外科、乳腺外科、整形外科、形成外科」を「外科 消化器外科 心臓血管外科 脳神経外科 乳腺外科 整形外科 形成外科」に改め、同項上記以外の診療科名等の目中「精神科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、病理診断科」を「精神科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 病理診断科」に改め、同表県立淡路医療センターの款診療部の項内科の目中「循環器内科 神経内科」を「呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 神経内科 血液内科」に改め、同項外科の目中「心臓血管外科」を「呼吸器外科 心臓血管外科」に改め、同表県立柏原病院の款診療部の項上記以外の診療科名等の目中「麻酔科」を「麻酔科 救急科」に改め、同表県立姫路循環器病センターの款中

「

糖尿病センター	
---------	--

」

を

「

糖尿病センター	
救命救急センター	

」

に改める。

第12条第2項中「次の表の左欄に掲げる県立病院」を「県立尼崎病院」に、「それぞれ同表の右欄に掲げる地方機関」を「県立東洋医学研究所及び県立東洋医学研究所附属診療所」に改め、同項の表を削る。

第13条の次に次の1条を加える。

(医療安全部の業務)

第13条の2 医療安全部においては、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 医療安全に関する企画立案及び評価に関すること。
- (2) 医療安全管理に関する意識の向上及び指導に関すること。

第24条の9中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とする。

第3章第2節を次のように改める。

第2節 削除

第25条及び第26条 削除

第31条第1項の表中

「

主任工事検査専門員又は工事検査専門員	課	上司の命を受け、工事の中間検査、完成検査及び技術指導並びに事業の技術的総合企画に関する事務を処理する。
--------------------	---	---

」

を

主任技術専門員又は技術専門員	課	上司の命を受け、工事の中間検査、完成検査及び技術指導並びに事業の技術的総合企画に関する事務を処理する。
主任工事検査専門員又は工事検査専門員	課	上司の命を受け、重要な工事の中間検査、完成検査及び技術指導に関する事務を処理する。

に改める。

第33条の表科長の項中「並びに」の右に「放射線技術部の」を加える。

第34条の表中

県立柏原病院医療監	県立柏原病院
-----------	--------

を

医療監	県立病院
-----	------

に、

副所長	県立東洋医学研究所
副校長	看護師養成所
次長	県立病院の部、県立尼崎病院難病相談センター、県立加古川医療センター生活習慣病センター、県立こども病院小児がん医療センター、周産期医療センター及び小児救急医療センター、県立がんセンター緩和ケアセンター及び病理診断センター又は県立姫路循環器病センター糖尿病センター及び救命救急センター

を

副所長	県立東洋医学研究所
次長	県立病院の部、県立尼崎病院難病相談センター、県立加古川医療センター生活習慣病センター、県立淡路医療センター救命救急センター、県立こども病院小児がん医療センター、周産期医療センター及び小児救急医療センター、県立がんセンター緩和ケアセンター及び病理診断センター又は県立姫路循環器病センター糖尿病センター及び救命救急センター

に、「精神科救急医療センターの科」を「精神科救急医療センターの精神科」に、

主任精神保健福祉専門員又は精神保健福祉専門員	県立病院	上司の命を受け、精神保健及び精神障害者の福祉に関する調査研究及び相談その他の担任事務を処理する。
教務主任	看護師養成所	上司の命を受け、学生に関する事務を処理する。

教務専門員	看護師養成所	上司の命を受け、学生に関する事務のうち困難度の高い事務を処理する。
-------	--------	-----------------------------------

を

「

主任精神保健福祉専門員 又は精神保健福祉専門員	県立病院	上司の命を受け、精神保健及び精神障害者の福祉に関する調査研究及び相談その他の担当事務を処理する。
----------------------------	------	--

に、「県立病院又は県立病院の地域医療連携部」を「県立病院」に、

「

主任言語聴覚士	県立病院のリハビリテーション科	上司の命を受け、言語聴覚療法に関する業務を掌理し、又は処理する。
難病相談センター課長	県立尼崎病院の難病相談センター	上司の命を受け、担当事務を掌理する。

を

「

主任言語聴覚士	県立病院のリハビリテーション科	上司の命を受け、言語聴覚療法に関する業務を掌理し、又は処理する。
---------	-----------------	----------------------------------

に改める。

第38条第1項中「、副所長又は副校長」を「又は副所長」に改める。

第2条 病院局組織規程の一部を次のように改正する。

第8条の表県立尼崎病院の項を次のように改める。

県立尼崎総合医療センター	尼崎市東難波町2丁目
--------------	------------

第8条の表県立塚口病院の項を削る。

第9条第2項中「県立尼崎病院」を「県立尼崎総合医療センター」に改め、同条第4項中「県立こども病院」を「県立尼崎総合医療センター及び県立こども病院」に改める。

第10条の表県立尼崎病院の款を次のように改める。

県立尼崎総合医療センター	総務部	総務課 給与管理課 業務支援課
	経営企画部	経営企画課 医事課 経理課 医療情報課
	診療部	
	医療安全部	医療安全課
	検査部	
	放射線部	
	リハビリテーション部	
	研究部	
	教育部	
	看護部	

	薬剤部	
	栄養管理部	栄養管理課
	難病相談センター	
	地域医療連携部	地域医療連携課
	周産期医療センター	
	救命救急センター	

第10条の表県立塚口病院の款を削る。

第11条の表県立尼崎病院の款を次のように改める。

県立尼崎総合医療センター	診療部	内科	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 小児循環器内科 腎臓内科 神経内科 血液内科 糖尿病・内分泌内科 心療内科 漢方内科 緩和ケア内科 感染症内科 腫瘍内科
		外科	外科 頭頸部外科 呼吸器外科 消化器外科 心臓血管外科 脳神経外科 乳腺外科 小児外科 整形外科 形成外科
		上記以外の診療科名等	精神科 アレルギー科 小児アレルギー科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科 歯科口腔外科
	周産期医療センター	外科	小児外科
		上記以外の診療科目等	小児科 産婦人科
	救命救急センター		救急科 小児救急科

第11条の表県立塚口病院の款を削る。

第12条第1項中「総務部」の右に「(県立尼崎総合医療センターを除く。)」を加え、同項第1号中「及び給与」を「給与」に改め、「(以下「庶務」という。)」を削り、同項第3号中「第2号」を「前2号」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 県立尼崎総合医療センターの総務部においては、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 職員の身分取扱い及び給与その他の事務に関する事。
- (2) 争訟事務に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他部の所掌に属しない事。

第12条の次に次の1条を加える。

(経営企画部の業務)

第12条の2 経営企画部においては、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 経営分析に関する事。
- (2) 令達予算の執行、料金、行政財産の管理に関する事。
- (3) 診療の受付、入院、退院その他の医療事務に関する事。
- (4) 医療情報の処理に関する事。

第16条の次に次の1条を加える。

(リハビリテーション部の業務)

第16条の2 リハビリテーション部においては、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 患者へのリハビリテーションの提供に関する事。

(2) リハビリテーションに関する記録の整理及び保管に関すること。  
第18条中「悪性新生物に係る」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(教育部の業務)

第18条の2 教育部においては、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 医師の臨床研修に関すること。
- (2) 職員の研修及び教育の推進に関すること。

第3章第3節を次のように改める。

第3節 削除

第27条及び第28条 削除

第32条第1項中「冠した長（）」の右に「県立尼崎総合医療センター、」を加える。

第33条の表周産期医療センター長の項中「県立こども病院」を「県立尼崎総合医療センター及び県立こども病院」に改め、同表救命救急センター長の項中「県立西宮病院」を「県立尼崎総合医療センター、県立西宮病院」に改め、同表難病相談センター長の項中「県立尼崎病院」を「県立尼崎総合医療センター」に改める。

第34条の表中

「

副院長	県立病院	担当する事項において、県立病院の長の職務を補佐し、当該組織の所掌する事務を整理し、所属の職員の担任する事務を監督する。
-----	------	---

」

を

「

副院長	県立病院	担当する事項において、県立病院の長の職務を補佐し、当該組織の所掌する事務を整理し、所属の職員の担任する事務を監督する。
院長補佐	県立病院	担当する事項において、県立病院の長の職務を補佐し、特殊の事務を整理し、当該事務を担当する職員の担当する事務を監督する。

」

に、

「

副所長	県立東洋医学研究所
次長	県立病院の部、県立尼崎病院難病相談センター、県立加古川医療センター生活習慣病センター、県立淡路医療センター救命救急センター、県立こども病院小児がん医療センター、周産期医療センター及び小児救急医療センター、県立がんセンター緩和ケアセンター及び病理診断センター又は県立姫路循環器病センター糖尿病センター及び救命救急センター

」

を

「

次長	県立病院の部、県立尼崎総合医療センター難病相談センター、周産期医療センター及び救命救急センター、県立加古川医療センター生活習慣病センター、県立淡路医療センター救命救急センター、県立こども病院小児がん医療センター、周産期医療センター及び小児救急医療センター、県立がんセンター緩和ケアセンター及び病理診断センター又は県立姫路循環器病センター糖尿病センター
----	---

及び救命救急センター

に、「県立病院の検査・放射線部」の右に「県立尼崎総合医療センターの周産期医療センター及び救命救急センターの科」を加え、「県立粒子線医療センターの医療部の放射線科、県立東洋医学研究所又は県立東洋医学研究所附属診療所」を「又は県立粒子線医療センターの医療部の放射線科」に、

検査技師長	県立病院の検査・放射線部、検査部又は検査室	上司の命を受け、検査に関する担当業務を掌理する。
-------	-----------------------	--------------------------

を

検査技師長	県立病院の検査・放射線部、検査部又は検査室	上司の命を受け、検査に関する担当業務を掌理する。
リハビリテーション技師長	県立病院のリハビリテーション部	上司の命を受け、リハビリテーションに関する担当業務を掌理する。

に改める。

第38条第1項中「又は副所長」を削る。

附 則

この管理規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 平成27年4月1日
- (2) 第2条の規定 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年兵庫県条例第26号）附則ただし書に規定する管理規程で定める日



病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成27年 3月31日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

兵庫県病院局管理規程第3号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

(病院事業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「1,198,000円」を「1,174,000円」に改め、同項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	370,000
2	418,000
3	470,000
4	531,000
5	606,000
6	708,000
7	828,000



第9条第2項第1号中「100分の8」を「100分の8.5」に改め、同項第2号中「100分の5」を「100分の5.5」に改め、同項第3号中「100分の3」を「100分の3.5」に改め、同条第3項中「職員」の右に「及び特別の事情があると認められる事務所、病院等に在勤する職員として給与規則で定めるもの」を加え、「100分の15」を「100分の16（給与規則に定める職員にあつては、100分の16を超えない範囲内で給与規則で定める割合）」に改め、同条第4項中「に定める割合をいい」を「又は前項に定める割合をいい」に改め、同項第1号中「（異動等前）」を「（異動等前の支給割合が第2項第1号に定める割合を超えるときは同号に定める割合とし、当該異動等前）」に、「、当該改定後の異動等前の支給割合」を「当該改定後の異動等前の支給割合とする」に改める。

第16条中「23,000円」を「30,000円」に、「、45,000円」を「、70,000円」に改め、同条第2号中「12,000円」を「13,000円」に改め、同条第3号中「18,000円」を「20,000円」に改め、同条第4号中「24,000円」を「26,000円」に改め、同条第5号中「30,000円」を「33,000円」に改め、同条第6号中「35,000円」を「38,000円」に改め、同条第7号中「40,000円」を「43,000円」に改め、同条第8号中「1,500キロメートル以上」の右に「2,000キロメートル未満」を加え、「45,000円」を「48,000円」に改め、同条に次の2号を加える。

(9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 53,000円

(10) 2,500キロメートル以上 58,000円

第28条第2項第1号エ中「6,800円」を「6,900円」に改める。

第39条第1項を次のように改める。

第39条 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 条例第18条第1項の規定による勤務をしたとき 別表第16に掲げる区分（第17条第2項ただし書の規定により管理者が別に定める職にあつては、当該職について別に定める区分。次号において同じ。）に応じ、それぞれ次に定める額（勤務に従事する時間等を考慮して勤務に従事した時間が7時間45分を超える勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

ア 1種 12,000円

イ 2種 11,000円

ウ 3種 10,000円

エ 4種 9,000円

オ 5種 7,000円

(2) 条例第18条第2項の規定による勤務をしたとき 別表第16に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1種 6,000円

イ 2種 5,500円

ウ 3種 5,000円

エ 4種 4,500円

オ 5種 3,500円

(3) 条例第18条第1項の規定による勤務をした後、引き続いて同条第2項の規定による勤務をした管理職手当を受ける職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

第39条第2項中「特定任期付職員に対して」を「条例第18条第1項の規定による勤務をした特定任期付職員に対して」に改める。

第47条の3第1項第1号中「79,200円」を「95,400円」に改め、同項第2号中「62,500円」を「78,750円」に改め、同項第3号中「54,150円」を「70,400円」に改め、同項第4号中「50,000円」を「65,000円」に改め、同項第5号中「45,850円」を「59,550円」に改め、同項第6号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第7号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第8号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第9号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第10号中「16,700円」を「21,700円」に改め、同条第3項第1号を削り、同項第2号中「自己都合退職者」の右に「（第43条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものをいう。以下この項において同じ。）」を加え、「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

附則第11項中「病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程（平成24年兵庫県病院局管理規程第2号。以下「平成24年改正規程」という。）」を「病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程（平成27年兵庫県病院局管理規程第3号。以下「平

成27年改正規程」という。)に、「平成24年改正規程附則」を「平成27年改正規程附則」に改め、同項第1号中「100分の7」を「100分の5.6」に改め、同項第2号中「100分の6」を「100分の4.8」に改め、同項第3号中「100分の4」を「100分の3.2」に改め、同項第4号中「100分の2.8」を「100分の2.1」に改め、同項第5号中「100分の2.5」を「100分の1.8」に改める。

附則第12項中「特定任期付職員の給料月額」の右に「(平成27年改正規程附則第4項から第6項までの規定により支給される給料の額を含む。以下この項において同じ。)」を加え、「及び第5項」を「、第5項及び平成27年改正規程附則第4項から第6項まで」に改め、同項第1号中「100分の7」を「100分の5.6」に改め、同項第2号中「100分の3」を「100分の2.3」に改める。

附則第15項中「別表第17中加算割合が次の表の左欄に掲げる職員について、それぞれ同表の右欄に掲げる加算割合とし、別表第18中割合について、それぞれの割合に100分の50を乗じて得た割合を減じて得た割合」を「第40条第4項中次の表の左欄に掲げる字句は、同表の中欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」に改め、同項の表を次のように改める。

合計額と同表に定める割合	別表第17の加算割合が100分の20である職員	合計額と同表に定める割合から、当該割合に100分の40を乗じて得た割合を減じて得た額
	別表第17の加算割合が100分の15である職員	合計額と同表に定める割合から、当該割合に100分の36.7を乗じて得た割合を減じて得た額
	別表第17の加算割合が100分の10である職員	合計額と同表に定める割合から、当該割合に100分の20を乗じて得た割合を減じて得た額
給料月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）と同表の定める割合	別表第18の割合が100分の25である職員	給料月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）と同表の定める割合から、当該割合に100分の46を乗じて得た割合を減じて得た割合
	別表第18の割合が100分の20である職員	給料月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）と同表の定める割合から、当該割合に100分の45を乗じて得た割合を減じて得た割合
	別表第18の割合が100分の15である職員	給料月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）と同表の定める割合から、当該割合に100分の43.4を乗じて得た割合を減じて得た割合
	別表第18の割合が100分の10である職員	給料月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）と同表の定める割合から、当該割合に100分の40を乗じて得た割合を減じて得た割合

別表第1を次のように改める。

別表第 1 (第 2 条関係)

行 政 職 給 料 表

職員 の 区分	職務 の 級 号給	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	特10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	217,200	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800	456,100	519,400
	2	138,700	189,500	219,100	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200	459,200	522,300
	3	139,900	191,300	220,700	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700	462,200	525,400
	4	141,000	193,100	222,300	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100	465,200	528,500
	5	142,100	194,700	223,900	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000	468,200	531,600
	6	143,200	196,500	225,500	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300	471,200	533,900
	7	144,300	198,300	227,100	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400	474,200	536,400
	8	145,400	200,100	228,700	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600	477,300	538,800
	9	146,500	201,800	230,300	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600	480,000	541,200
	10	147,900	203,600	232,000	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700	483,100	543,000
	11	149,200	205,400	233,600	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800	486,100	544,800
	12	150,500	207,200	235,200	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900	489,200	546,700
	13	151,800	208,600	236,800	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600	491,900	548,400
	14	153,300	210,400	238,400	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400	494,200	549,800
	15	154,800	212,100	240,000	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400	496,500	551,100
	16	156,400	213,900	241,600	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400	498,800	552,200
	17	157,700	215,600	243,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300	500,900	553,500
	18	159,200	217,300	244,700	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100	502,300	554,500
	19	160,700	219,000	246,200	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900	503,800	555,400
	20	162,200	220,600	247,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600	505,200	556,300
	21	163,600	222,200	249,200	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400	506,400	557,200
	22	166,300	223,900	251,100	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900	507,800	
	23	168,900	225,600	252,900	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300	509,300	
	24	171,500	227,200	254,700	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800	510,800	
	25	174,200	228,700	256,400	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200	511,900	
	26	175,900	230,300	258,300	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500	513,000	
	27	177,600	231,800	260,200	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800	514,200	
	28	179,300	233,200	261,900	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000	515,400	
	29	180,800	234,600	263,900	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000	516,400	
	30	182,600	235,800	265,800	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700	517,300	
	31	184,400	237,000	267,600	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500	518,200	
	32	186,100	238,300	269,500	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200	519,100	
	33	187,700	239,600	271,200	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900	519,900	
	34	189,200	241,000	273,100	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700	520,800	
	35	190,700	242,300	275,000	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400	521,500	
	36	192,200	243,600	276,800	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000	522,000	
	37	193,500	244,600	278,500	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500	522,700	
	38	194,800	246,100	280,400	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100	523,300	
	39	196,100	247,700	282,200	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700	524,100	
	40	197,400	249,200	284,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300	524,700	
	41	198,700	250,600	285,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800	525,200	
	42	200,000	252,000	287,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300	525,800	
	43	201,300	253,400	289,300	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700	526,600	
	44	202,600	254,800	291,100	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000	527,200	
再	45	203,800	256,000	292,800	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300	527,700	
任	46	205,100	257,300	294,500	347,300	368,000	395,200	436,700	466,800		
用	47	206,400	258,700	296,200	348,800	368,900	395,900	437,100	467,200		
職	48	207,700	260,100	297,800	350,300	369,800	396,600	437,800	467,500		
員	49	208,800	261,400	299,500	351,900	370,700	397,200	438,300	467,800		
以	50	209,900	262,500	301,200	352,700	371,500	397,800	438,700			
外	51	211,000	263,800	302,800	353,900	372,300	398,300	439,100			
の	52	212,100	265,100	304,500	354,900	373,100	398,700	439,500			
職	53	213,300	266,200	305,700	355,800	373,800	399,100	439,900			
員	54	214,300	267,300	307,200	356,900	374,500	399,400	440,300			
	55	215,300	268,600	308,800	357,800	375,200	399,700	440,700			
	56	216,300	269,900	310,400	358,900	375,900	400,000	441,000			
	57	217,100	271,000	312,000	359,800	376,400	400,300	441,300			
	58	218,100	272,000	313,600	360,500	377,000	400,600	441,700			
	59	219,000	273,100	315,200	361,200	377,600	400,900	442,000			
	60	220,000	274,200	316,700	361,900	378,300	401,200	442,300			

61	220,800	275,400	318,200	362,300	378,700	401,500	442,600			
62	221,800	276,400	319,400	362,900	379,400	401,800	443,000			
63	222,800	277,300	320,600	363,600	380,000	402,100	443,300			
64	223,800	278,300	321,800	364,300	380,600	402,400	443,600			
65	224,500	279,100	322,500	364,600	381,000	402,700	443,900			
66	225,500	280,000	323,400	365,300	381,600	403,000				
67	226,500	280,800	324,200	366,000	382,200	403,300				
68	227,600	281,700	325,000	366,700	382,800	403,600				
69	228,400	282,700	325,900	367,000	383,200	403,800				
70	229,200	283,500	326,300	367,600	383,700	404,100				
71	230,000	284,300	327,000	368,300	384,200	404,400				
72	230,800	285,100	327,800	368,900	384,800	404,700				
73	231,600	285,900	328,600	369,200	385,100	404,900				
74	232,300	286,400	329,300	369,800	385,500	405,200				
75	233,000	286,800	330,000	370,500	385,900	405,500				
76	233,700	287,300	330,700	371,100	386,300	405,700				
77	234,400	287,400	331,200	371,500	386,600	405,900				
78	235,200	287,800	331,800	372,000	386,900	406,200				
79	236,000	288,000	332,300	372,600	387,200	406,500				
80	236,800	288,400	332,900	373,100	387,500	406,700				
81	237,500	288,600	333,200	373,600	387,700	406,900				
82	238,200	288,800	333,700	374,200	388,000	407,200				
83	238,900	289,200	334,100	374,700	388,300	407,500				
84	239,600	289,500	334,600	375,000	388,500	407,700				
85	240,300	289,800	335,000	375,400	388,700	407,900				
86	241,000	290,100	335,500	375,900	389,000					
87	241,700	290,400	336,000	376,300	389,300					
88	242,400	290,800	336,500	376,700	389,500					
89	243,100	291,100	336,800	377,100	389,700					
90	243,600		337,200	377,600	390,000					
91	244,100		337,700	378,000	390,300					
92	244,600		338,100	378,400	390,500					
93	244,900		338,400	378,700	390,700					
94			338,800							
95			339,300							
96			339,700							
97			339,900							
98			340,300							
99			340,800							
100			341,200							
101			341,300							
102			341,800							
103			342,200							
104			342,500							
105			342,800							
106			343,200							
107			343,600							
108			344,000							
109			344,500							
110			344,900							
111			345,300							
112			345,700							
113			346,200							
114			346,600							
115			346,900							
116			347,200							
117			347,700							
再任用 職員	185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600	438,700	519,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3（第2条関係）

看 護 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	155,600	182,900	231,400	254,800	281,500	326,900	371,800
	2	157,000	185,000	233,200	255,800	283,400	329,100	374,400
	3	158,500	187,100	235,000	256,800	285,400	331,200	377,100
	4	159,900	189,200	236,800	257,900	287,400	333,400	379,700
	5	161,300	191,300	238,200	258,900	289,200	335,600	381,900
	6	162,800	193,600	239,600	260,000	291,000	337,700	384,300
	7	164,300	195,900	240,800	260,900	292,900	339,900	386,600
	8	165,800	198,200	242,100	262,000	294,800	342,000	388,900
	9	167,100	200,600	243,300	263,300	296,700	343,700	390,900
	10	168,800	202,000	244,400	264,100	298,600	345,700	393,000
	11	170,400	203,400	245,400	265,400	300,400	347,600	395,200
	12	172,000	204,800	246,500	266,700	302,300	349,600	397,500
	13	173,500	206,200	247,800	268,000	304,000	351,700	399,400
	14	175,500	207,700	248,900	269,500	305,700	353,800	401,400
	15	177,500	209,200	249,900	270,800	307,500	355,900	403,600
	16	179,500	210,500	250,900	272,300	309,300	357,900	405,800
	17	181,700	211,900	251,900	273,700	311,200	359,900	407,800
	18	183,800	213,400	252,900	275,200	312,800	361,900	410,000
	19	185,900	214,900	254,000	276,600	314,500	364,000	412,200
	20	188,000	216,400	255,000	278,100	316,200	366,100	414,300
	21	190,100	217,800	256,000	279,700	317,700	367,800	416,200
	22	192,300	219,500	257,000	281,300	319,300	369,900	418,100
	23	194,500	221,200	258,100	282,800	320,900	372,000	419,900
	24	196,700	222,900	259,200	284,300	322,400	374,000	421,800
	25	198,800	224,300	260,400	285,600	324,100	376,000	423,500
	26	200,100	226,000	261,900	287,400	325,500	377,600	425,100
	27	201,400	227,700	263,200	289,200	327,000	379,500	426,800
	28	202,700	229,400	264,600	290,900	328,600	381,400	428,400
	29	203,900	231,000	266,000	292,500	330,000	383,200	429,700
	30	205,100	232,400	267,600	294,200	331,500	384,900	431,000
	31	206,400	233,700	269,200	295,800	332,900	386,800	432,600
	32	207,600	234,900	270,700	297,500	334,400	388,600	434,100
	33	208,900	236,300	272,300	299,000	336,100	390,300	435,800
	34	210,200	237,400	273,800	300,500	337,600	392,000	437,400
	35	211,500	238,400	275,200	302,100	339,200	393,800	438,800
	36	212,800	239,600	276,600	303,700	340,700	395,500	440,200
	37	214,200	240,800	278,200	305,200	342,400	397,100	441,300
	38	215,600	241,900	279,600	306,700	344,000	398,800	442,600
	39	217,000	242,900	281,100	308,300	345,500	400,600	443,900
	40	218,400	244,000	282,500	309,900	347,100	402,400	445,300
	41	219,500	244,900	284,100	311,500	348,300	403,900	446,300
	42	220,900	245,900	285,700	312,900	349,800	405,400	447,000
	43	222,300	246,900	287,200	314,300	351,300	406,900	447,800
	44	223,700	247,900	288,800	315,800	352,700	408,200	448,400
	45	224,900	248,900	290,200	316,900	354,300	409,300	449,300
	46	226,300	249,900	291,600	318,300	355,300	410,400	450,000
	47	227,600	251,000	293,100	319,700	356,800	411,500	450,800
	48	228,900	252,100	294,600	321,200	358,100	412,700	451,600
	49	230,000	253,100	295,900	322,400	359,500	414,000	452,300
	50	231,100	254,500	297,200	323,800	360,900	415,100	453,000
	51	232,300	255,700	298,600	325,100	362,200	416,300	453,700
	52	233,400	257,000	300,000	326,400	363,600	417,400	454,500
	53	234,600	258,300	301,500	327,800	365,100	418,600	455,300
	54	235,700	259,900	302,800	329,200	366,300	419,600	456,100
	55	236,800	261,400	304,200	330,600	367,400	420,700	456,800
	56	237,800	262,900	305,600	331,900	368,600	421,800	457,500
	57	238,900	264,500	306,700	332,800	369,700	422,900	458,300
	58	240,000	266,100	307,900	334,100	370,600	423,400	
	59	240,900	267,600	309,200	335,300	371,600	424,000	
	60	241,900	269,200	310,600	336,600	372,600	424,400	

61	243,000	270,600	311,700	337,700	373,200	425,000
62	244,000	272,100	313,000	338,600	374,000	425,500
63	245,000	273,600	314,300	339,800	374,800	425,900
64	246,100	275,000	315,500	341,100	375,600	426,400
65	247,000	276,600	316,800	342,200	376,300	427,000
66	248,200	278,100	318,100	343,400	377,000	427,400
67	249,400	279,600	319,400	344,600	377,800	427,700
68	250,400	281,100	320,700	345,700	378,500	428,000
69	251,300	282,300	321,400	346,700	379,100	428,400
70	252,500	283,800	322,500	347,700	379,700	
71	253,800	285,300	323,600	348,800	380,400	
72	255,000	286,700	324,500	349,900	381,000	
73	256,400	287,900	325,800	350,700	381,700	
74	257,700	289,300	326,500	351,800	382,200	
75	259,000	290,700	327,600	352,900	382,800	
76	260,300	292,000	328,800	354,000	383,300	
77	261,300	293,500	329,900	354,700	383,700	
78	262,400	294,800	331,100	355,500	384,300	
79	263,700	296,000	332,200	356,300	384,800	
80	265,000	297,300	333,400	357,000	385,100	
81	266,100	298,100	334,500	357,600	385,400	
82	267,100	299,300	335,600	358,100	385,900	
83	268,200	300,500	336,600	358,700	386,300	
84	269,300	301,700	337,700	359,200	386,600	
85	270,200	302,800	338,600	359,800	386,900	
86	271,100	304,000	339,600	360,300	387,400	
87	272,200	305,200	340,500	360,900	387,900	
88	273,300	306,300	341,500	361,400	388,300	
89	274,300	307,600	342,500	361,800	388,600	
90	275,200	308,800	343,300	362,200	389,000	
91	276,200	310,000	344,100	362,800	389,500	
92	277,200	311,200	344,900	363,300	389,900	
93	278,200	312,000	345,500	363,600	390,300	
94	279,200	312,700	346,100	364,100	390,700	
95	280,100	313,400	346,800	364,500	391,200	
96	281,100	314,000	347,400	364,800	391,600	
97	282,000	314,700	347,800	365,400	392,000	
98	282,800	315,000	348,200	365,900	392,400	
99	283,500	315,600	348,700	366,400	392,900	
100	284,400	316,300	349,100	366,900	393,300	
101	285,200	316,700	349,600	367,500	393,700	
102	286,000	317,300	350,000	368,000	394,100	
103	286,800	317,900	350,500	368,500	394,600	
104	287,600	318,500	350,900	368,900	395,000	
105	288,300	318,900	351,200	369,500	395,400	
106	288,800	319,400	351,700	370,000		
107	289,300	319,900	352,100	370,500		
108	289,800	320,400	352,400	371,000		
109	290,000	320,800	352,900	371,600		
110	290,300	321,200	353,400	372,000		
111	290,500	321,500	353,900	372,500		
112	290,900	321,800	354,400	373,000		
113	291,200	322,200	354,900	373,600		
114	291,400	322,600	355,400	374,000		
115	291,800	323,000	355,900	374,500		
116	292,100	323,300	356,300	375,000		
117	292,400	323,500	356,700	375,600		
118	292,700	323,800	357,100	376,000		
119	293,000	324,200	357,600	376,500		
120	293,400	324,400	358,100	377,000		
121	293,700	324,600	358,500	377,600		
122	294,100	324,900	359,000	378,000		
123	294,400	325,200	359,500	378,500		
124	294,800	325,500	360,000	379,000		

125	295,000	325,700	360,300	379,600			
126	295,200	326,000	360,800	380,000			
127	295,500	326,400	361,300	380,500			
128	295,900	326,600	361,800	381,000			
129	296,100	326,700	362,100	381,600			
130	296,400	327,000	362,600	382,000			
131	296,800	327,400	363,100	382,500			
132	297,200	327,600	363,600	383,000			
133	297,400	327,900	363,900	383,600			
134	297,700	328,300	364,400	384,000			
135	298,100	328,700	364,900	384,500			
136	298,400	329,100	365,400	385,000			
137	298,600	329,400	365,700	385,600			
138	298,900	329,800					
139	299,300	330,200					
140	299,600	330,600					
141	299,800	330,900					
142	300,200	331,300					
143	300,600	331,600					
144	300,900	332,000					
145	301,000	332,300					
146	301,300	332,700					
147	301,600	333,100					
148	302,000	333,500					
149	302,200	333,800					
150	302,400	334,200					
151	302,700	334,600					
152	303,000	335,000					
153	303,400	335,300					
154	303,600	335,700					
155	303,800	336,100					
156	304,100	336,500					
157	304,400	336,800					
158	304,700	337,200					
159	305,000	337,600					
160	305,300	338,000					
161	305,700	338,300					
162	306,000	338,700					
163	306,300	339,100					
164	306,600	339,500					
165	307,000	339,800					
166	307,300						
167	307,600						
168	307,900						
169	308,300						
170	308,600						
171	308,900						
172	309,200						
173	309,600						
174	309,900						
175	310,200						
176	310,500						
177	310,900						
再任用 職員	232,700	253,100	260,300	270,500	286,800	323,900	368,300

備考 この表は、看護師及び准看護師である職員に適用する。

## 別表第4 (第2条関係)

## 技 能 労 務 職 給 料 表

第1

職員の区分	号給	給料月額
再任用職員以外の職員	1	—
	2	—
	3	—
	4	—
	5	—
	6	—
	7	—
	8	—
	9	123,900
	10	124,800
	11	125,800
	12	126,700
	13	127,700
	14	128,700
	15	129,700
	16	130,700
	17	131,500
	18	132,500
	19	133,500
	20	134,600
	21	135,400
	22	136,400
	23	137,400
	24	138,400
	25	139,500
	26	140,700
	27	141,900
	28	143,100
	29	144,200
	30	145,400
	31	146,600
	32	147,800
	33	149,000
	34	150,500
	35	152,000
	36	153,500
	37	154,900
	38	156,400
	39	157,900
	40	159,400
	41	160,900
	42	162,700
	43	164,500
	44	166,300
	45	168,100
	46	169,800
	47	171,500
	48	173,200
	49	175,000
	50	176,500
	51	178,000
	52	179,500
	53	180,900
	54	182,400
	55	183,800
	56	185,200
	57	186,600
	58	187,800
	59	189,100
	60	190,300



	61	191,500
	62	192,600
	63	193,700
	64	194,800
	65	195,900
	66	197,000
	67	198,000
	68	199,000
	69	202,000
	70	203,400
	71	204,800
	72	206,200
	73	207,600
	74	209,200
	75	210,800
	76	212,300
	77	213,600
	78	215,100
	79	216,600
	80	217,900
	81	219,000
	82	219,800
	83	220,700
	84	221,700
	85	222,700
	86	224,200
	87	225,600
	88	226,800
	89	228,300
	90	231,000
	91	233,600
	92	236,300
	93	244,600
	94	245,900
	95	247,100
	96	248,400
	97	249,500
	98	250,800
	99	252,100
	100	253,400
	101	254,500
	102	255,800
	103	257,000
	104	258,300
	105	259,400
	106	260,600
	107	261,700
	108	262,800
	109	263,900
	110	265,100
	111	266,200
	112	267,200
	113	268,200
	114	269,300
	115	270,400
	116	271,500
	117	272,500
	118	273,600
	119	274,700
	120	275,800
	121	276,800
	122	277,900
	123	278,900
	124	279,900

	125	280,800
	126	281,800
	127	282,900
	128	284,000
	129	284,700
	130	285,600
	131	286,500
	132	287,400
	133	288,300
	134	289,300
	135	290,300
	136	291,200
	137	291,900
	138	292,800
	139	293,700
	140	294,600
	141	295,300
	142	296,000
	143	296,700
	144	297,500
	145	298,100
	146	298,900
	147	299,600
	148	300,300
	149	301,000
	150	301,700
	151	302,500
	152	303,200
	153	303,800
	154	304,500
	155	305,200
	156	305,900
	157	306,400
	158	306,900
	159	307,500
	160	308,100
	161	308,700
	162	309,100
	163	309,600
	164	310,100
	165	310,400
	166	310,900
	167	311,400
	168	311,800
	169	312,000
	170	312,300
	171	312,600
	172	312,900
	173	313,200
	174	313,500
	175	313,800
	176	314,100
	177	314,300
再任用職員		241,700

## 第 2

職員の区分	号給	給料月額 円
再任用職員以外の職員	201	260,400
	202	262,300
	203	264,100
	204	266,000
	205	267,900
	206	269,800
	207	271,600
	208	273,500
	209	275,400
	210	277,300
	211	279,100
	212	281,000
	213	282,800
	214	284,600
	215	286,300
	216	288,200
	217	289,900
	218	291,700
	219	293,400
	220	295,200
	221	296,800
	222	298,500
	223	300,100
	224	301,600
	225	303,200
	226	304,800
	227	306,500
	228	308,200
	229	309,500
	230	310,900
	231	312,300
	232	313,800
	233	315,200
	234	316,700
	235	318,200
	236	319,600
	237	321,200
	238	322,400
	239	323,700
	240	324,900
	241	326,000
	242	326,900
	243	328,000
	244	329,100
245	330,200	
246	331,300	
247	332,300	
248	333,300	
249	334,300	
250	335,300	
251	336,300	
252	337,300	
253	338,200	
254	339,200	
255	340,200	
256	341,200	
257	342,100	
258	343,000	
259	343,900	
260	344,700	
261	345,500	
262	346,300	
263	347,100	
264	347,800	

	265	348,500
	266	350,100
	267	351,500
	268	352,900
	269	354,200
	270	354,700
	271	355,200
	272	355,700
	273	356,100
	274	356,600
	275	357,100
	276	357,600
	277	358,000
	278	358,500
	279	359,000
	280	359,500
	281	359,900
	282	360,400
	283	360,900
	284	361,400
	285	361,800
	286	362,300
	287	362,800
	288	363,300
	289	363,700
	290	364,200
	291	364,700
	292	365,200
	293	365,600
	294	366,100
	295	366,600
	296	367,100
	297	367,500
	298	368,000
	299	368,500
	300	369,000
	301	369,400
	302	369,900
	303	370,400
	304	370,900
	305	371,300
	306	371,800
	307	372,300
	308	372,800
	309	373,200
再任用職員		241,700

備考 この表は、病院局組織規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第7号）第36条に規定する職員に適用する。

別表第8本庁の項中「係長」を「技術専門員」に、  
 「主任工事検査専門員」  
 を  
 「主任技術専門員  
 主任工事検査専門員」  
 に改め、同表県立病院の項中

「  

管理局長	
------	--

 」

を  
 「  

管理局長	管理局長
------	------

 」

に改め、同表県立看護専門学校を削る。

別表第9 県立尼崎病院の項中

「検査・放射線部長  
地域医療連携部長  
難病相談センター長」

を

「難病相談センター長  
医療安全部長  
検査・放射線部長  
栄養管理部長  
地域医療連携部長」

に改め、同表県立塚口病院の項中

「検査・放射線部長」

を

「医療安全部長  
検査・放射線部長  
栄養管理部長」

に改め、同表県立西宮病院の項中

「検査・放射線部長」

を

「医療安全部長  
検査・放射線部長  
栄養管理部長」

に、

「科部長」

を

「科部長  
センター部長」

に改め、同表県立加古川医療センターの項中

「生活習慣病センター長  
生活習慣病センター次長  
救命救急センター長  
診療部長  
検査・放射線部長」

を

「診療部長  
生活習慣病センター長  
生活習慣病センター次長  
救命救急センター長  
医療安全部長  
検査・放射線部長  
栄養管理部長」

に、

「科部長」

を

「科部長  
センター部長」

に改め、同表県立淡路医療センターの項中

「院長」

を

「院長」

医療監」

に、

「検査・放射線部長」

を

「救命救急センター次長

医療安全部長

検査・放射線部長

栄養管理部長」

に改め、同表県立光風病院の項中

「精神科救急医療センター長

参事

診療部長

地域ケア部長

地域ケア部次長」

を

「参事

診療部長

精神科救急医療センター長

医療安全部長

地域ケア部長

地域ケア部次長

栄養管理部長

地域医療連携部長」

に改め、同表県立柏原病院の項中

「検査・放射線部長」

を

「医療安全部長

検査・放射線部長

栄養管理部長」

に改め、同表県立こども病院の項中「室長」を削り、

「周産期医療センター次長

小児救急医療センター次長

小児がん医療センター次長

参事

診療部長

検査・放射線部長」

を

「参事

診療部長

小児がん医療センター次長

周産期医療センター次長

小児救急医療センター次長

医療安全部長

検査・放射線部長

栄養管理部長」

に、

「周産期医療センター長

周産期医療センター次長

小児救急医療センター長

小児救急医療センター次長

小児がん医療センター長  
小児がん医療センター次長  
参事  
診療部長  
検査・放射線部長」

を

「参事

診療部長

小児がん医療センター長

小児がん医療センター次長

周産期医療センター長

周産期医療センター次長

小児救急医療センター長

小児救急医療センター次長

医療安全部長

検査・放射線部長

栄養管理部長」

に改め、同表県立がんセンターの項中「室長」を削り、

「病理診断センター次長

緩和ケアセンター次長

参事

診療部長

検査部長

放射線部長

研究部長」

を

「参事

診療部長

緩和ケアセンター次長

病理診断センター次長

医療安全部長

検査部長

放射線部長

研究部長

栄養管理部長」

に、

「科部長」

を

「科部長

センター部長」

に、

「病理診断センター長

病理診断センター次長

緩和ケアセンター長

緩和ケアセンター次長

参事

診療部長

検査部長

放射線部長

研究部長」

を

「参事

診療部長

緩和ケアセンター長

緩和ケアセンター次長

病理診断センター長

病理診断センター次長

医療安全部長

検査部長

放射線部長

研究部長

栄養管理部長」

に改め、同表県立姫路循環器病センターの項中

「救命救急センター次長

糖尿病センター次長

参事

診療部長

検査・放射線部長」

を

「参事

診療部長

糖尿病センター次長

救命救急センター次長

医療安全部長

検査・放射線部長

栄養管理部長」

に、

「救命救急センター長

救命救急センター次長

糖尿病センター長

糖尿病センター次長

参事

診療部長

検査・放射線部長」

を

「参事

診療部長

糖尿病センター長

糖尿病センター次長

救命救急センター長

救命救急センター次長

医療安全部長

検査・放射線部長

栄養管理部長」

に改め、同表県立柏原看護専門学校の項及び県立淡路看護専門学校の項を削る。

別表第10県立病院の項中「主任看護師」を削り、「看護長」を「看護師長」に改める。

別表第11を次のように改める。

別表第11（第5条関係）

行政職給料表初任給基準表



試験又は職種		学歴免許	初任給
正規の試験	行政A（大卒程度）	大学卒	2級29号給
	経験者A	大学卒	2級61号給
	経験者B	大学卒	2級41号給
	資格免許職	大学卒	2級29号給
		短大3卒	2級25号給
		短大卒	2級19号給
		高校専攻科卒	2級15号給
	高校卒	2級9号給	
行政B（高卒程度）	高校卒	2級9号給	
選考によって採用することができる職	大学卒	2級29号給	
	短大3卒	2級25号給	
	短大卒	2級19号給	
	高校専攻科卒	2級15号給	
	高校卒	2級9号給	
薬剤師	大学6卒	2級41号給	
	大学卒	2級29号給	

別表第15に備考として次のように加える。

備考 臨時的任用である医師又は歯科医師（採用による欠員の補充が特に困難であると管理者が認める医師又は歯科医師を除く。）に支給する初任給調整手当の額は、この表に掲げる額に2分の1を乗じて得た額とする。

別表第16地方機関の款中

- 「(1) 県立粒子線医療センターを除く県立病院の副院長(医師・歯科医師職3級及び看護職7級の者に限る。)、管理局长(行政職8級の者に限る。 )及び参事(医師・歯科医師職4級の者に限る。 )、総務部長、診療部長、県立西宮病院の救命救急センター長、県立加古川医療センターの生活習慣病センター長及び救命救急センター長、県立淡路医療センターの救命救急センター長、県立こども病院の周産期医療センター長、小児救急医療センター長及び小児がん医療センター長、県立がんセンターの病理診断センター長及び緩和ケアセンター長、県立姫路循環器病センターの救命救急センター長及び糖尿病センター長、県立光風病院の精神科救急医療センター長並びに県立粒子線医療センターの副院長(他の県立病院に兼務する者を除く。 )
- (2) 県立看護専門学校長
- (3) 県立東洋医学研究所長
- (4) 県立東洋医学研究所附属診療所長

を

- 「(1) 県立粒子線医療センターを除く県立病院の副院長(医師・歯科医師職3級及び看護職7級の者に限る。)、管理局长(行政職8級の者に限る。 )及び参事(医師・歯科医師職4級の者に限る。 )、総務部長、診療部長、県立尼崎病院難病相談センター長、県立西宮病院の救命救急センター長、県立加古川医療センターの生活習慣病センター長及び救命救急センター長、県立淡路医療センターの救命救急センター長、県立光風病院の精神科救急医療センター長、県立こども病院の小児がん医療センター長、周産期医療センター長及び小児救急医療センター長、県立がんセンターの緩和ケアセンター長及び病理診断センター長、県立姫路循環器病センターの糖尿病センター長及び救命救急センター長並びに県立粒子線医療センターの副院長(他の県立病院に兼務する者を除く。 )

- (2) 県立東洋医学研究所長
- (3) 県立東洋医学研究所附属診療所長

に改め、「部長（看護職5級の者を除く。）」の右に「、医療安全部長」を加え、

「(1) 県立病院の部長（看護職5級の者に限る。）、総務部次長、看護部次長、薬剤部長（行政職8級の者を除く。）、薬剤科長、栄養管理部次長、放射線技師長（行政職8級の者を除く。）、放射線技術科長、検査技師長（行政職8級の者を除く。）、センター次長（医師・歯科医師職3級及び行政職7級の者に限る。）、県立光風病院の地域ケア部次長、県立こども病院の指導相談・地域医療連携部次長、県立姫路循環器病センターの高齢者脳機能治療室長並びに県立粒子線医療センターの看護部長（看護職6級以上の者を除く。）及び放射線物理科長

- (2) 県立看護専門学校副校長

を

「県立病院の部長（看護職5級の者に限る。）、総務部次長、看護部次長、薬剤部長（行政職8級の者を除く。）、薬剤科長、栄養管理部次長、放射線技師長（行政職8級の者を除く。）、放射線技術科長、検査技師長（行政職8級の者を除く。）、センター次長（医師・歯科医師職3級及び行政職7級の者に限る。）、県立光風病院の地域ケア部次長、県立こども病院の指導相談・地域医療連携部次長、県立姫路循環器病センターの高齢者脳機能治療室長並びに県立粒子線医療センターの看護部長（看護職6級以上の者を除く。）及び放射線物理科長

に改める。

第2条 病院事業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第8 県立病院の項中

「検査技師長」

を

「検査技師長

リハビリテーション技師長」

に改め、同表県立東洋医学研究所の項及び県立東洋医学研究所附属診療所の項を削る。

別表第9 県立尼崎病院の項を次のように改める。

県立尼崎総合 医療センター	職員	医長	院長 副院長 院長補佐 参事 診療部長 難病相談センター長 周産期医療センター長 周産期医療センター次長 救命救急センター長 救命救急センター次長 医療安全部長 検査部長 放射線部長 リハビリテーション部長 研究部長 教育部長 栄養管理部長 地域医療連携部長 部長 科部長 医長	院長 副院長 院長補佐 参事 診療部長 難病相談センター長 周産期医療センター長 周産期医療センター次長 救命救急センター長 救命救急センター次長 医療安全部長 検査部長 放射線部長 リハビリテーション部長 研究部長 教育部長 栄養管理部長 地域医療連携部長 部長 科部長
------------------	----	----	---	---

別表第9 県立塚口病院の項、県立東洋医学研究所の項及び県立東洋医学研究所附属診療所の項を削る。

別表第10 県立東洋医学研究所附属診療所の項を削る。

## 別表第16地方機関の款中

- 「(1) 県立粒子線医療センターを除く県立病院の副院長(医師・歯科医師職3級及び看護職7級の者に限る。)、管理局长(行政職8級の者に限る。 )及び参事(医師・歯科医師職4級の者に限る。)、総務部長、診療部長、県立尼崎病院難病相談センター長、県立西宮病院の救命救急センター長、県立加古川医療センターの生活習慣病センター長及び救命救急センター長、県立淡路医療センターの救命救急センター長、県立光風病院の精神科救急医療センター長、県立こども病院の小児がん医療センター長、周産期医療センター長及び小児救急医療センター長、県立がんセンターの緩和ケアセンター長及び病理診断センター長、県立姫路循環器病センターの糖尿病センター長及び救命救急センター長並びに県立粒子線医療センターの副院長(他の県立病院に兼務する者を除く。)
- (2) 県立東洋医学研究所長
- (3) 県立東洋医学研究所附属診療所長

を

「県立粒子線医療センターを除く県立病院の副院長(医師・歯科医師職3級及び看護職7級の者に限る。)、管理局长(行政職8級の者に限る。 )及び院長補佐(医師・歯科医師職4級の者に限る。)、参事(医師・歯科医師職4級の者に限る。)、総務部長、経営企画部長、診療部長、県立尼崎総合医療センターの難病相談センター長、周産期医療センター長及び救命救急センター長、県立西宮病院の救命救急センター長、県立加古川医療センターの生活習慣病センター長及び救命救急センター長、県立淡路医療センターの救命救急センター長、県立光風病院の精神科救急医療センター長、県立こども病院の小児がん医療センター長、周産期医療センター長及び小児救急医療センター長、県立がんセンターの緩和ケアセンター長及び病理診断センター長、県立姫路循環器病センターの糖尿病センター長及び救命救急センター長並びに県立粒子線医療センターの副院長(他の県立病院に兼務する者を除く。)」に、「参事(医師・歯科医師職3級の者に限る。)」を「院長補佐(医師・歯科医師職3級の者に限る。)、参事(医師・歯科医師職3級の者に限る。)」に改め、「検査・放射線部長」の右に「、検査部長、放射線部長、リハビリテーション部長、研究部長、教育部長」を、「検査技師長(行政職8級の者に限る。)」の右に「、リハビリテーション技師長(行政職8級の者に限る。)」を加え、「、県立がんセンターの検査部長、放射線部長及び研究部長」を削り、「検査技師長(行政職8級の者を除く。)」の右に「、リハビリテーション技師長(行政職8級の者を除く。)」を加える。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この管理規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条の規定 平成27年4月1日
  - (2) 第2条の規定 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成27年兵庫県条例第26号)附則ただし書に規定する管理規程で定める日  
(施行日前の異動者の号給等の調整等)
- 2 前項第1号に定める日(以下「施行日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。
- 3 前項の規定の適用については、同項に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の病院事業職員の給与に関する規程の規定に従って定められたものでなければならない。  
(給料に関する経過措置)
- 4 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、その者が受ける給料月額(改正後の病院事業職員の給与に関する規程附則第11項又は第12項の規定の適用がないものとした場合における給料月額をいう。以下この項において同じ。)が同日において受けていた給料月額(病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程(平成24年兵庫県病院局管理規程第2号)附則第4項から第6項までの規定により給料として支給される額を含む。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 5 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規

定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

6 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定を準じて、給料を支給する。

7 前3項の規定による給料を支給される職員に関し、病院事業職員の給与に関する規程第40条第4項（同規程第42条第3項において準用する場合を含む。）及び同規程第42条の2の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程（平成27年兵庫県病院局管理規程第3号）附則第4項から第6項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（単身赴任手当に関する特例）

8 施行日から平成30年3月31日までの間における病院事業職員の給与に関する規程第16条の規定の適用については、この規定中「30,000円」とあるのは、「30,000円を超えない範囲内で定める額」とする。



病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成27年 3月31日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

**兵庫県病院局管理規程第4号**

**病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程**

病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第20条第11項中「この号において同じ。」を「「小学校修了前の子」という。」に、「中学校就学の始期に達するまでの子が」を「小学校修了前の子が」に改める。

**附 則**

この管理規程は、平成27年4月1日から施行する。